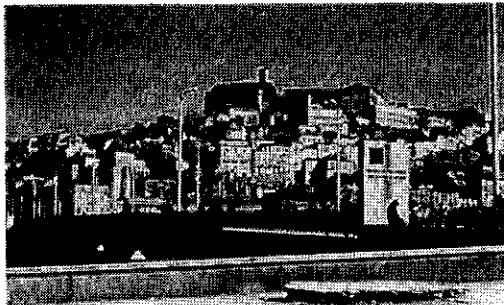


大学文書館の成立過程

——コインブラ大学の場合——



コインブラの全景。丘の上にそびえる大学の塔はこの大学都市のシンボルである。

- I はじめに
- II 大学の移転
- III 文書館の沿革

彌永史郎

I はじめに

日本に初めて西欧の文物を伝えた『南蛮人』の祖国ポルトガルが、ヨーロッパで最も早く領土的・国民的統一を達成した国家であることは、日本であまり広く知られた事実ではない。

11世紀末、イベリア半島の概ね西北端に成立したポルトカーレ伯領は北に隣接するガリシアとの分離傾向を強めながらレコンキスタと共に南に向って領土を広げ、12世紀後半には教皇の承認を受けてポルトガル王国となる。13世紀半ばにはレコンキスタによる領土拡大も半島内の南限に達し、同世紀後半にはカスティリヤとの条約により両国間の国境も確定する。そして700年後の今日も当時設定された国境線は殆んど変化していないのである。

国家独立の気運が高まるにつれ、国内に教育機関を整備する必要性も指導者層の認識するところとなった。こうして、1288年、国王ディニスの同意を得た聖職者たちは、教皇ニコラウス4世に大学¹⁾の設置許可を求め、1290年ディニス王はリスボンに大学を発足させた。これが、現在のコインブラ大学の起源である。

国内に大学が創設された後も、勉学のための条件がよりすぐれた外国の諸大学、とりわけパリ大学、モンペリエ大学、サラマンカ大学等で学ぶため、祖国を離れるポルトガル人学生も少なくなかった²⁾。とはいえ、コインブラ大学は創立以来今世紀初頭リスボンに大学が新設されるまで、ポルトガル唯一の最高学府として機能してきた歴史と伝統を誇っている。その名は同国の最高教育機関としてヨーロッパ中に知られ、新大陸においても国語と同じくするブラジルをはじめ、いわゆるラテン・アメリカ諸国においては広く知られた大学である。たとえば、ブラジルでは1920年リオ・デ・ジャネイロに初めて大学が設置されるまで、高等教育を望む学生はすべて外国に行かねばならなかった。ブラジル人学生の間では、パリ大学、モンペリエ大学が根強い人気を保っていたにも拘らず、やはりブラジルのエリート養成に最も重要な役割を果

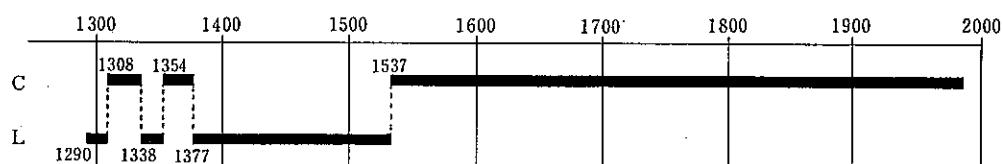
大学文書館の成立過程

たしたのはコインブラ大学であったと言われている³⁾。

この様に長い伝統を誇るコインブラ大学の文書館がいかなる成立過程を経て現在に至っているかを概観することは、未だ大学文書館なるものが制度化されるに至っていない日本の実状に鑑み、実に興味深いことであろうと考える。幸い筆者は、昭和57年1月から2月にかけてポルトガルおよびスペインを訪れた際、コインブラ大学文書館を見学し、館長マヌエル・ロドリゲス博士に直接御教示いただく機会に恵まれた。東京大学百年史編集室より、海外における大学文書館の制度調査のため資料蒐集の依頼を受けている旨を告げると、博士は早速、文書館発行の紀要1号～3号を用意して下さり、中でも「文書館の沿革」（コインブラ大学文書館紀要第1号、1973、7頁～42頁）の通読を勧めて下さった。この論文が現在のところコインブラ大学文書館の歴史的変遷を最も詳しく述べているので、以下その要旨を整理しつつ述べてみたい⁴⁾。

Ⅱ 大学の移転⁵⁾

先に述べたとおり、ポルトガルにおける大学は、1290年リスボンに《エストゥード・シェラル》として創設された。しかし、この大学は、下の年表に示されているように、リスボンとコインブラの間を何度も移転している。とりわけ14世紀には、大学の移転が慣習化していたような印象さえ与える。



大学の移転（C：コインブラ、L：リスボン）

当時、数々の特権を有していた大学の教官や学生は、ともすればその権利を濫用しがちであった。事実、こうした特権濫用によりひきおこされる都市住民との絶えまない紛争が度重なる大学移転の主要な原因であったと言われている。そればかりでなく、元来国王よりも教皇および教会により大きく依存していた大学は、1377年から160年間リスボンに定着していた期間においてさえ、古くから認められている既得権を楯に王と対立することもしばしばであった。こうした王権との対立が最終的には1537年のジョアン3世による大学改革ならびに大学のコインブラ移転という結果をまねいたのである⁶⁾。

このように移転を繰り返してきた大学は、1537年にコインブラに移されて以来、今までこの都市を離れるることはなかった。そしてコインブラは今や《ポルトガルの大学都市》として内外にその名を知られるようになっている。

III 文書館の沿革

コインブラ大学の歴史を考える場合、以上で述べた地理的な移動の他、創立以来 700 年間にわたる大学の機構の変化も当然考慮に入れなくてはならない。そして、これらの要素が複雑に絡み合った大学史と密接な関係を保ちつつ、大学関係文書に対する認識も変り、現在見られるような立派な文書館が設立されるに至ったのである。

従って、以下では、地理的移動の他、文書管理に関するその他の重要な出来事にも注目し、大学創立から現代に至るまでを 6 期に区分して、大学文書館の沿革を記述してみたい⁷⁾。

(1) 大学創立、移転の時代 (1290~1377)

大学がリスボン・コインブラ間をおよそ 20 年毎に往復していたこの時期には、いかに小規模な修道院でも、文書を保管するのが常であったことが知られている。従って、大学も当然、様々な文書を所有し保管していたと考えられる。ところが、大学創立以来 88 年間のこの時期に属する文書のうち、現存する原本は、1917 年になって漸く大学文書館に『戻って来た』大学創立を承認するディニス王の勅書だけである。そして、他の文書についてはリヴロ・ヴェルデ (Livro Verde) と呼ばれる写本集によって、存在していた筈の原本の面影を偲ぶ他ない⁸⁾。

リヴロ・ヴェルデは 1471 年に編纂された文書の写本集であり、移転の時代に属する文書の写本が数多く収められている。これらの写本の記述には、大学が独自に文書を保管していた事実をうかがわせる箇所が多数認められている。

たとえば、1367 年 5 月 20 日付、フェルナンド王の書簡の写しには、大学が創立以来、歴代王より得た数々の特許状を改めてフェルナンド王に提示し、これらの特権を追認するよう求めたことが記されている。即ち、この書簡の記述から、大学が特許状の原本を保管していたことが理解される。

一方、同書簡に示された特許状には、1308 年以前、即ち最初のコインブラ移転時以前のものが存在しないことから、最初の移転で既に文書の管理が不徹底な状態になったことも理解されるのである。

では、これらの散逸した文書は一体どこに消えたのだろうか。一部はサン・ジョルジュ城の塔（現在のトーレ・ド・トンボ国立文書館の起源）に発見されたことを伝える記述がリヴロ・ヴェルデに見られるが、その他の文書については不明のままである⁹⁾。

これらの特許状の他、大学の帳簿の写本も第一回目のコインブラ移転以後は、大学に保管されていたことが、リヴロ・ヴェルデの制作に従事した写生の記録によってわかっている。

総じて、大学がリスボン・コインブラ間の往復を繰返した第一期に属する大学関係文書は、様々な理由により殆んどが散逸してしまった。しかしながら、リヴロ・ヴェルデという写本集によって、当時の大学が、管理方法はともあれ、相当量の文書を所有していたことが知られる

のである¹⁰⁾。

(2) リスボン時代 (1377~1537)

1377年以後、大学は160年間リスボンに定着することになる。1380年には、教皇クレメンス7世の教書により、当時の西欧における諸大学と同様、「万国教授資格」が大学卒業者に対して認められることとなった¹¹⁾。かくして、ポルトガルの大学もヨーロッパ並みの諸特権を享受するようになる。

しかしながら、様々の特権を有している割に、大学の活動自体は実にささやかなものであったと考えられ、大学関係文書の重要性も明確に認識されるには至らなかった。もちろん、160年間一定の場所を動かなかったことから、文書の取り扱いに関して自ずからある程度一貫した方針がとられたといえよう。さらに、リヴロ・ヴェルデの写本から相当量の文書の原本が大学内で管理されていたことがわかる。ところが当時の大学の運営方法を定めていた規則、即ち、ジョアン1世の規約(1432年)やマヌエル1世(在位1495~1521)の規約には、文書の管理に関する規定は何らなされていない¹²⁾。従って、リヴロ・ヴェルデの写本以外、原本の現存している当時の文書はごく僅かしかない。その上、1537年に最終的にコインブラへ移転した際、再び文書の大部分が散逸し失なわれてしまったのである。

(3) コインブラ時代第一期 (1537~1772)

1537年、ジョアン3世の勅命により大学はコインブラに移され¹³⁾、以来現在に至るまで同地を離れるることはなかった。

コインブラ時代第一期の初頭、大学の運営は前述のマヌエル王の規約および、1537年以来頻繁に発布された王の勅令に従って行われていたと考えられる。しかし、既に述べた通り、マヌエル王の規約には文書管理に関する規程はなく、その他の勅書にも、この点に触れたものはない。従って、原則的にすべての文書は学長の管理に委ねられ、文書管理・保管については何ら特別な措置はとられぬままであった。

こうした文書の管理体制に対して、1540年の勅令により、初めて「櫃を一台作らせ、その中に大学関係の文書を収め、三つの鍵で閉じ、鍵の所有者は、学長、宗教法あるいは法学の学部長および評議会の書記とする」ことが学長に命じられた¹⁴⁾。

この記述からも容易に察せられるように、保管すべき文書は一台の櫃に入ってしまう程度少量であるにも拘らず、三つの別々の鍵で閉めておかねばならぬ程重要だと考えられたのである。即ち、ここに至って大学関係の文書管理という問題が明確に認識されることになったわけである。

さらに、当時の評議会の記録によれば、ジョアン3世が1544年に規約を定めており、この規約には、専門の管理者一名が大学関係の文書の管理にあたるという規程のあったことがほぼ確実な事実とされている。

これらの勅令、規約等のなかに文書に関する規程があったにも拘らず、実際は中々実施に移されなかった。たとえば、1543年より1555年まで12年間学長の座にあったディオーゴ・デ・マルサ修道士は、その権威を背景に規則を無視し続け決して文書を手離そうとはしなかったのである。一方、その頃大学に一種の事務職員として雇われたフェルナン・ロペス・デ・カスター・エダという人物は、彼を図書及び文書の管理者に任することを記した勅書を楯に、「規約どうりこれらの職務を自分に任せよう」と評議会に要求した¹⁵⁾。しかし『コインブラ大学の王』と渾名された学長マルサの権勢を前に、評議会はロペスの要求を実現させることはできず、「管理者一名に文書の管理を委ねること」を重ねて命じた勅書（1548年）も状況を変えるには至らなかった。

1555年学長の座を離れたマルサ修道士は、以後も実質的な権力をほしいままにして、規則を無視し、後任学長に文書を引き継ぐことさえせず、そのまま自らの手許に置いたのである。これらの文書が漸く大学に戻ったのは1558年のことだった。そして、その際、「専門の文書保管所が設置されるまでは、文書を三つの鍵で閉じる櫃に收め、鍵はそれぞれ学長、神学部学部長および評議会書記の3名が所持する」¹⁶⁾旨、勅令によって定められた。しかし皮肉なことに、例のフェルナン・ロペスはこの勅令が出た4か月後には他界してしまうのである。

こうして、コインブラ移転後約20年の間に、大学関係の文書管理については、およその基礎が出来あがったのである。

さらに、この頃、教会領を大学の資産に編入することを教皇が許可したことから、大学の資産規模は拡大した。また、これらの資産編入にともなう権利証書の移管によって大学で保管すべき文書の量も増え文書管理が次第に重要な業務と考えられる様になる。

しかしながら、規約の形式で大学の文書保管業務に関する詳細な規定が明文化されるには、1591年のフィリップ王の規約を待たねばならなかった。

フィリップ王の規約では、文書保管所を大学における独自の重要な事務機構として認め、概ね次のようなことを規定していた。即ち、文書保管所には管理官一名がおかれ、その任命は評議会に於いて、学長、評議員および顧問が行う。管理官は大学の事情に精通し、とりわけ書記として有能であることが求められ、様々な字体を正しく読めなくてはならない。文書保管所は評議会室に隣接する堅牢な部屋に設置することとし、そこには適宜分類の上箱詰されたすべての羊皮紙文書、帳簿および書類を収納する。これらの文書を分類し箱詰する際には、それぞの内容に従って行うことが特に重要である。管理官はどの箱にどの様な書類が収まっているかを示す目録の作成を義務づけられる。それぞれの箱の鍵は管理官が保持するが、最も重要な種類の文書が収められた箱は三つの鍵により閉じられ鍵の所有者は、学長、財務審議会¹⁷⁾の最長老議員および文書保管所の管理官の三名とする。

文書保管所に収蔵すべき文書についても具体的に規定されていた。即ち、教皇の教書、特許

大学文書館の成立過程

状、寄進状、王の勅令、勅書、大学の財務に関する帳簿、大学および大学に付属する教会等の所有する不動産権利証書、入学申請書、試験問題および答案の写し等が、収蔵を義務づけられた文書であった。この規程には罰則も設けられており、たとえば、教官は試験問題を文書保管所に提出した際発行される管理官署名入りの受領証を提示しないと給料を受けとることができなかつた。

収蔵手続きについても、たとえば「大学事務局および評議会の帳簿は、学長の任期が終り次第、余白ページがあつても『以下余白』を記した後、文書保管所に提出されなければならぬ」というように、文書の種類によって異なる収蔵の手順を細かに定めている。

他方、収蔵文書の取扱いについては厳しい制限を設けている。原則的には、文書の原本を文書保管所外に持ち出すことは禁止されており、文書の写本を発行するにも一件毎に財務審議会の許可が必要とされた。しかし、フィリップ王の規約にある文書持出禁止の原則は必ずしも遵守されなくなってしまうようで、1684年には「文書保管所より文書の原本を持ち出すことを厳禁する」勅令が出されている。

上述のごとく、大学がコインブラに居を据えて以来、とりわけ1590年のフィリップ王の規約が定められてから、現在のコインブラ大学文書館の収蔵文書の基礎的な部分が組織していくことになる。フィリップ王の規約が文書の管理に重要な役割を果したことは言うまでもないが、無論この規約で全てが完璧に整備されたわけではないということは、先にみた1684年の勅令の趣旨からも明白である。しかしながら、現在の大学文書館の起源とも言える文書保管所の整備に必要とされた細かな規程を明文化したという意味で、フィリップ王の規約は重要であった。そして、同規約は1653年にジョアン4世に追認された後も1772年にポンバルの改革¹⁸⁾が始まるまで、180年間以上実質的に大学における文書管理体制を決めていたのである。

(4) コインブラ時代第二期（1772—1834）

ジョゼ1世の宰相として、政治、経済、宗教等、様々な分野における改革に辣腕をふるったポンバルは、教育改革にも非常な熱意をもって臨んだ。とりわけ大学改革には熱心で、学部編成から大学財政に至る大規模な改革を実施し、これに並行して、大学における文書管理体制もより合理的に再組織された。

ポンバルの改革以前、大学の財務に関わる決定は、先ず学長および3名の教授から成る財務審議会で行われ、より高度の判断を要する件については、評議会¹⁹⁾で決裁されていた。ところが、ポンバルは、1772年の勅令により財務審議会を廃止し、代りに資産管理運営局²⁰⁾を設置すると共に、同局会計掛²¹⁾に大学資産に関する文書、帳簿等をすべて集めることを命じた。この措置によって、改革以前、大学共通の文書保管所に収蔵されていた文書が二分され、資産関係の文書は資産管理運営局文書保管所²²⁾へ、その他の文書は事務局文書保管所²³⁾へ、それぞれ収められることになる。即ち、文書の内容により、二つの異なる文書保管所で別々に管理すること

とになったのである。

一方ポンバルは1774年イエズス会を廃止した際、没収した同会の膨大な資産をコインブラ大学に与えた。こうした資産譲渡にともない、旧イエズス会所属教会、修道院等の文書はそのまま大学に移管され、質量ともに大学所蔵文書は増大した。ところが、新たに加わった文書のうち、資産の証明に直接必要とされぬ類の文書については管理が徹底せず再び散逸の危機に晒されるのである。

さらに、1777年の記録によれば、その時点では依然文書保管所は一箇所しかなかったということから、大学改革の一環として施行を命ぜられた文書保管所を二分する措置は必ずしも簡単に実施され得なかつたようである。しかしながら、次第に新たな収蔵場所の確保、財政的裏付け等の問題が解決され、最終的には事務局および資産管理運営局ともに独立した部屋に設置され、それぞれの文書保管所も完備されるに至つた。そして、ポンバルの改革により制度化した文書を二分して管理する方法は、1820年の革命後『旧体制』に対する自由主義的大改革が大学に波及するまで、原則的に遵守されたのである。

(5) コインブラ時代第三期（1835～1900）

旧体制に対する自由主義的改革の一つに、大学資産の実質的な国有化があげられる。1820年以来自由主義陣営と争ってきた絶対主義陣営の敗北が決定的な事実となってから一年後の1835年、大学資産管理運営局は国家財政審議会²⁴⁾という国家機関の下に直属する事務組織となる。翌1836年には資産管理運営局は廃止され、1840年最終的に大学の資産は他の国有財産と同様に、コインブラ行政庁²⁵⁾で管理されることとなつた。大学の資産が国家に直接管理されるようになると共に、かつての二つの文書保管所は「大学文書館」²⁶⁾の名のもとにコインブラ行政庁の事務部門の一部となる。こうした国家管理の強化に対し大学は当然、文書保管所の存続を含め、大学独自の資産管理・運営権を取り戻そうと試みるが、元に戻すことは出来なかつた。

では、ポンバルの改革で二分され、再び制度上单一の「大学文書館」に統一された後、問題の文書は一体どのような経緯をたどることになるのであろうか。制度の上では確かに統一された筈の文書も実際はかつてのまま、二箇所の文書保管所に置かれていた。しかし原則的に行政庁の事務部門となつた以上、行政に直接関係のない文書は、たとえ史料的価値があろうとも、重要視される筈もなく、単に実務的な関心のみによって文書が扱われる様になると共に、文書の散逸・混乱が再び深刻な問題になっていく。

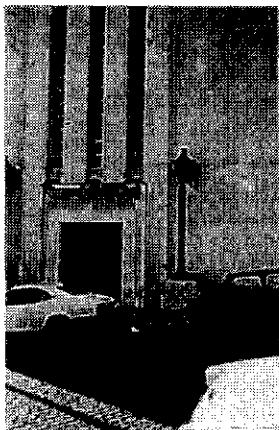
たとえば1860年より2年間、最後のコインブラ移転（1537年）から当時に至る大学史の執筆の命を受け大学の文書の整理・蒐集を行つたアントニオ・J・ティシェイラという数学科教授がいた。文書の整理には無関心でもっぱら自分の関心を惹く文書だけを取り出して利用したティシェイラ教授のお蔭で、かえつて文書の混乱が深刻化した。その上、同教授の補佐役臨時職

大学文書館の成立過程

員がその後常勤となるや、問題はさらに悪化する。こうして、ポンバルの改革によって二分された文書は整理されぬままに互いに混在する様になり、文書の散逸も激しくなった。文書散逸の理由はさまざまであったが、当時王立図書館長の職にあった文豪アレシャンドレ・エルクランノ²⁷⁾がコインブラ大学より497点に及ぶ重要な文書を持ち出し、トーレ・ド・トンボ国立文書館に収蔵させるといった大規模な移管を行なったことも散逸理由の一つである。

こうした文書管理の悪化に対し、1879年になり漸く公共教育局²⁸⁾の通達により文書の整理が命ぜられ、古文書学者カブリエル・ペレイラは6か月間の調査後、報告書およびコインブラ大学藏羊皮紙文書目録を提出する。一時的にせよ、この様な改善の試みがなされたにも拘らず、抜本的な対策は実施されぬまま、次第に大学職員の文書に対する関心も薄れ、文書保管所は彼らの物置と化していった。

こうした傾向にさらに拍車をかけるが如く、文書保管所の設置されている部屋へ会計掛が移動することになり、文書は他の場所に移され椅子や机等の古い器財と共に埃に埋もれる運命をたどるのである。



大学文書館の入口。
ARQUIVO の字が読める。

しかしながら、この憂うべき状態が再び公共教育局の知るところになり、1897年1月大学学長に対し、文書管理の現状報告並びに改善のための提言を求めた。これを受け専門委員会が設けられ、同年3月にはアントニオ・ヴァスコンセロスの執筆した報告書が提出された。そこには文書の管理状態がいかに嘆かわしいものであったかが生々しく記されている。「(……)依然として(文書保管所は)家具、不要器財、空き箱、紙類、印刷物等の物置きとなっており(……)、重要な羊皮紙文書や紙の文書は、紙喰い虫の恰好の餌場と化している。(……)同国人、外国人を問わず、同所の文書を研究しようと許可申請する人が現れる度に、事務局の職員は大学の、ひいては国家の恥さらしを避けんが為、何かの理由をつけては申請の受け付けを断わらねばならない」²⁹⁾

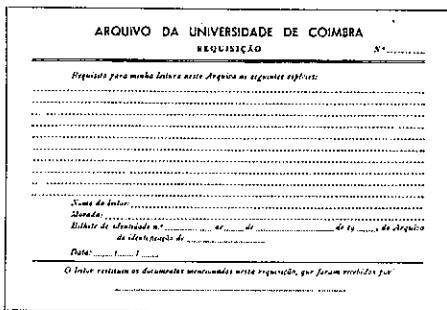


文書館閲覧室内部。

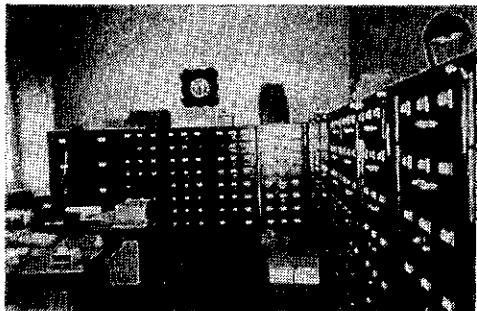
ヴァスコンセロス報告書の引用からも明白なように、今や大学の文書管理体制は何らかの抜本的な改善措置を必要としていた。

(6) コインブラ時代第四期(1900~現在)

ヴァスコンセロスの答申後3年が経過した1900年には、学長通達により大学文書館に関する細則³⁰⁾が初めて示され、同時にヴァスコンセロス自身が文書館館長に任命された。



閲覧申請書。文書館は総合図書館と同様、外国人をも含めたすべての人に開放されている。



カード室。卒業者の氏名はカード化されアルファベット順に整理される。卒業者に関する資料はすべてこの部屋にカードから割り出せるようになっている。

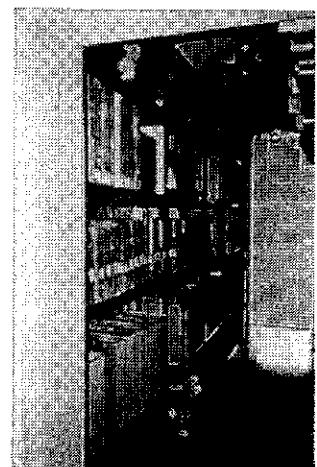
1900年の学長通達で初めて明文化された文書館細則は、大学の文書がもつ史料的価値を明確に認めた上、その散逸・損傷を防止するための様々な具体的な規程を含んでいる。その内容は、大学内での文書館の位置づけ³¹⁾、文書管理方法、閲覧・貸出許可に関する手続方法、職員の定員等、広範にわたっている。それに加えて、1901年6月12付政令第4号により大学文書館は独立した組織として認められ、大学内での位置も確定るものになった。

一方、1931年6月27付政令は、各県の中心都市に地方文書館を設置することを定めていた。各県に設けられることになった県文書館は、一般に既存の図書館あるいは博物館等の建物に併設されたが、コインブラ県の場合は大学文書館に県文書館が併設されるという特異な形式をとることとなり、今日に至っている。孰れにせよ県文書館の設置は、重要文書をリスボンのトーレ・ド・トンボ国立文書館に収蔵しようという動きに対する一種の地方分権化という意味で重要であった。

大学文書館が県文書館を兼ねるようになり、所蔵文書の量は急激に増加する。収蔵スペース不足が深刻化のきざしをあらわし始める頃、折から進行中であった大学改築計画に文書館独自の建物を設けることが盛り込まれる。そして1948年には独自の建物が完成し、落成建築第一号として文書館の開館式が盛大に催された。

棚総延長距離7,000mの収蔵スペースを持つコインブラ大学文書館には定期的に文書が収蔵されるに加えて、寄贈あるいは購入によって文書が収蔵される場合もある³²⁾。

とりわけ寄贈に関しては必ずしも文書に限定されるわけではなく、館長のお話しによれば、現在若干の絵画もおさめられているそうである。



書庫内部。まだいくらか余裕がある。

大学文書館の成立過程

孰れにせよ文書の所蔵量は着実に増加しており、独立した文書館が新築されてから三十数年が経とうとする現在、再び数年後には収蔵スペースの問題が深刻化しそうな状況である。

コインブラ大学文書館では文書館本来の機能、即ち専門職員による大学関係文書の整理および目録作成・出版、さらに県文書館として公証文書の発行などの他、文書館学を専攻する学生の研修、職員の研究論文を掲載する紀要の発行、所蔵文書に基づく研究論文の出版等、はば広い活動を行なっている。

注

- 1) 当時はエストゥード・ジェラル (Estudo geral) と呼ばれた。この名称はおよそ15世紀半ば頃まで使われ、次第にユニヴェルシダーデ (Universidade) がそれにとって代わった。この二つの呼称については、H・ラシュドール著（横尾壮英訳）「大学の起源」上巻、1967年、東洋館出版社、東京、39頁～46頁参照。
- 2) Saraiva, José Hermano: História Concisa de Portugal, 1a. ed., Publicação Europa-América, 1978, Lisboa. p. 98 e ss. 参照
- 3) Azevedo, Fernando de: A Cultura Brasileira, 5a. ed., Editora da USP, 1971, São Paulo. p. 243-314. 参照
- 4) コインブラ大学文書館紀要第1号（1973）所載の「文書館の沿革」は、Ⅲ6)で述べるヴァスコンセロス報告書の前後に、序章および、同報告書発行時（1897年）から紀要発行時（1973年）に至る歴史を補足したもので、形式的に極めて不完全なものである。また主体をなすヴァスコンセロス報告書は晦渋というよりむしろ論旨の流れが必ずしも明確ではなく、翻訳にはあまり適さぬ文章である。従って本稿では、既に行なった口頭発表（於東大百年史編集室、昭和57年7月17日）の要領に従い、「文書館の沿革」をできる限り整理した形で紹介したい。訳語に関しては原則的にA. H. オリヴェイラ・マルケス著（金七紀男編訳）『世界の教科書=歴史：ポルトガル』全3巻（ほるぶ出版、1982、東京）に従った。それ以外の訳語については原語を注で示した。本来筆者の専門分野外の問題であるため、思わず誤りもあると考える。大方の御叱正を乞う。
- 5) この章は主に、Saraiva; História Concisa de Portugal, Oliveira Marques; História de Portugal, および Joel Serrão 編, Dicionário de História de Portugal によって紹介する。
- 6) 伝統的には、1537年に大学は里斯ボンからコインブラへ《移転》されたと言われている。しかしオリヴェイラ・マルケスは、ジョアン3世が里斯ボンの大学を廃止し、コインブラに大学を《創設》したという見解をとっている (Tomo 1, p. 274～275参照)。
- 7) 以下の時代区分も概ね「文書館の沿革」に従う。筆者は第5期以降を2分したに止めた。
- 8) リヴロ・ヴェルデ (Livro Verde) は、その名の通り、緑色の表紙で整本された本である。筆者が目にした時の記憶によれば、A4版位の大きさで、厚さは大体10cm程度であった。
- 9) トーレ・ド・トンボ国立文書館については岩生成一「海外文書館の思い出あれこれ」（岩倉規夫、大久保利謙編、『近代文書学への展開』柏書房、1982年、215頁～235頁）参照。
- 10) 当時これらの文書の総体をポルトガル語では cartório (カルトリオ) と呼んだ。この語は他方、文書の保管場所をも意味した。「カルトリオ」の両義性は、前世紀末より特に頻用されるようになつた arquivo (アルキーヴォ) に受け継がれる。
- 11) H. ラシュドールは、里斯ボンに創立当時（1290年）既に教皇ニコラウス4世は教書により里斯ボン司教に対し《万国教授資格》の授与権を認めていたと述べている (H. ラシュドール「大学の起

源」中巻、110頁～111頁)。

- 12) 最初の文書保管所に関する記述は、1525年にマヌエル1世の規約の補則として下されたジョアン3世の勅令の写本にあらわれる。そこには「原本は大学の文書保管所(カルトリオ)にある」と記されている。
- 13) 移転か廃止創設かについては注6)に述べた通り。
- 14) 「文書館の沿革」15頁より引用、翻訳、
- 15) 同上 16頁 //
- 16) 同上 20頁 //
- 17) mesa da fazenda の訳。
- 18) ポンバルについては、たとえば、佐野泰彦「ポンバル侯とイエズス会」、『ソフィア』31巻第4号、上智大学、1982年、82頁～92頁を参照。
- 19) Conselho dos deputados の訳。
- 20) junta de administração e arrecadação da fazenda の訳。
- 21) contadoria の訳
- 22) cartório da fazenda の訳
- 23) cartório da secretaria の訳
- 24) Tribunal do Tesouro Públco の訳。1832年王立国庫(Erário Régio)を廃し、その代りに設置された同審議会は、国内におけるすべての会計を監査し、それらが適正であるか否かの判断を下した(Oliveira Marques; História de Portugal, Tomo II p.23 参照)。
- 25) Administração geral de Coimbra の訳。
- 26) Arquivo da Universidade の訳。この頃より Cartório に代って Arquivo が正式に用いられるようになる(注9)参照)。
- 27) ポルトガル19世紀の文化人。詩人、小説家、劇作家、歴史家、政治家、としてさまざまな分野で活躍。彼によって移管されたコインブラ大学の文書のうち一部は、大著『ポルトガル史』で活字化されている。
- 28) Direcção Geral da Instrução Pública の訳。
- 29) 「文書館の沿革」34頁～35頁より引用・翻訳。
- 30) regulamento の訳
- 31) 学長通達の第1項では次のように規程している。「大学文書館は独自の館長の責任において管理される独立した機関とし、文書館館長は大学学長により任命され学長に直属するものとする。」、
- 32) 大学の総合図書館(Biblioteca Geral da Universidade de Coimbra)には手書き文書課(Secção de Manuscritos)がある。文書館館長のお話によれば、文書館の所蔵文書と、総合図書館手書き文書課所蔵文書とを比較した場合、内容の面で本質的な差はないとのことである。即ち、文書の寄贈先は寄贈者の意向によって決まり大学として特に内容による分類等の方針はもっていない。文書館の制度を考える上で、総合図書館における文書の所蔵状況についてより詳しい調査が必要であろう。

大学文書館の成立過程

Fundação e estabelecimento do Arquivo da Universidade de Coimbra

Shiro Iyanaga

A partir da “Resenha Histórica” publicada no “Boletim do Arquivo da Universidade de Coimbra, Volume I, 1973,” apresenta-se neste artigo a evolução histórica do Arquivo da Universidade de Coimbra, uma das universidades mais antigas da Europa.

Com fim de se institucionalizar no futuro o estabelecimento dos arquivos universitários no Japão, tem sido reconhecida neste país a necessidade de estudar o seu sistema e estrutura em outros países estrangeiros.

Neste sentido, o autor tenta apresentar aos leitores japoneses as vicissitudes que rodearam a criação do primitivo cartório do antigo Estudo Geral e o seu subsequente desenvolvimento, tendo como resultado a fundação definitiva do Arquivo em 1948, como repartição autónoma e independente naquela universidade.

(いやなが しろう・教養学部講師)